

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、被災者台帳作成事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))
------	---------------------------

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成事務
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害発生時に住民の安否確認や被災状況の確認を行い、被災者台帳を作成し、管理する。
③システムの名称	被災者支援連携システム、防災情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被災者支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項及び第82条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	防災危機管理部危機管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市防災危機管理部危機管理課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6793)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにログインする際の、ID、PWを設定し権限がある者にものみ周知しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 5 ①所属長	危機管理課長 玉井 宏尚	危機管理課長 上田 隆二	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	I 8 連絡先	危機管理課 総務施設担当	危機管理課 企画計画担当	事後	組織再編に伴う変更
平成28年8月26日	II 1 対象人数 時点	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	日付の修正
平成28年8月26日	II 2 取扱者数 時点	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	日付の修正
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 36の2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 56の2の項	番号法第19条第7号及び別表第二 56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	事後	法令上の根拠を追加
平成29年9月6日	I 5 ①所属長	危機管理課長 上田 隆二	危機管理課長 川崎正彦	事後	人事異動に伴う変更
平成29年9月6日	II 1 対象人数 時点	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	日付の修正
平成29年9月6日	II 2 取扱者数 時点	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	日付の修正
平成31年2月14日	II 1 対象人数 時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	日付の修正
平成31年2月14日	II 2 取扱者数 時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和2年3月19日	II 1 対象人数 時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和2年3月19日	II 2 取扱者数 時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和3年1月29日	I 1 システムの名称	被災者支援システム、総合宛名システム、中間サーバー	被災者支援連携システム、防災情報システム	事後	システムの名称変更
令和3年1月29日	I 5 評価実施機関における担当	総合政策部危機管理課	総合政策部防災・危機管理課	事後	課名変更に伴う変更
令和3年1月29日	I 8 問い合わせ 連絡先	松山市総合政策部危機管理課	松山市総合政策部防災・危機管理課	事後	課名変更に伴う変更
令和3年1月29日	II 1 対象人数 時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和3年1月29日	II 2 取扱者数 時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和3年11月11日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 56の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	番号法第19条第8号及び別表第二 56の2の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	事後	法令の改正
令和3年11月11日	II 1 対象人数 時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和3年11月11日	II 2 取扱者数 時点	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和4年11月1日	評価書 表紙 特記事項	-	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	修正
令和4年11月1日	II 1 対象人数 時点	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和4年11月1日	II 2 取扱者数 時点	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和5年11月13日	II 1 対象人数 時点	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和5年11月13日	II 2 取扱者数 時点	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和7年3月7日	I 5 ①部署	総合政策部危機管理課	防災危機管理部危機管理課	事後	所属名変更に伴う修正
令和7年3月7日	I 8 連絡先	松山市総合政策部防災・危機管理課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Ⅱ(089-948-6815)	松山市防災危機管理部危機管理課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Ⅱ(089-948-6793)	事後	所属名、電話番号変更に伴う修正
令和7年3月7日	II 1 対象人数 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	日付の修正
令和7年3月7日	II 2 取扱者数 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	日付の修正
令和7年3月7日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一 36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表55の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第28条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の改正
令和7年3月7日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項及び第82条	事後	法令の改正